



大韓民国における地方上水道統合推進計画について (その2)

Ⅲ. 統合推進計画

＜基本的な方向＞

- ◆ (統合規模) 小規模行政区域中心から大規模流域中心に管理圏域を再編
 - 中圏域(3~7市・郡)単位に統合後、流域単位に大規模化
 - *管理圏域：164ヶ所(2009年)→39ヶ所(2020年)→5ヶ所程度(2030年)
- ◆ (運営方式) 直営の大規模水道事業体及び公営企業への委託体制に改編し、水道事業の専門経営能力を確保
 - 統合圏域給水体系の調整及び有収率の向上により相乗効果を発揮
 - *有収率：63%(2008年)→80%(2020年)→85%(2030年) (対象：一般市・郡)
- ◆ (推進方法) 中央-自治体間の役割分担による自律的・漸進的な統合
 - 自治体は統合の主体として運営方式の決定等において主導的な役割を遂行、中央政府は統合の活性化のための行・財政的な支援に主力

1. 基本体系

□ 統合管理圏域

●既存行政区域の境界を越えて、水源、給水人口規模、地域特性、行政区域統合(行政安全部)等を考慮して39圏域を設定

区分	運営方式	考慮事項
一般市・郡(30ヶ所)	統合運営	統合実行力、施設活用性(給水体系の調整条件)
特・広域市(7ヶ所)	個別運営	サービス規模、水道事業ノウハウ
島嶼地域(2ヶ所)	個別運営	地理的条件(済州特別自治道、鬱陵島)

●統合管理圏域は一つのモデルであり、統合の実施過程で管理圏域の範囲及び数は調整可能

*30ヶ所の管理圏域は統合過程で一部の自治体は不参加、特・広域市による近隣自治体の水道事業の委・受託又は統合等、政治的・社会的条件によって変動あり

●最終的には流域内水循環利用、将来の上・下水道の統合管理等を考慮して、河川流域を基盤に大規模化

□ 統合後の運営管理体系

●統合後の運営方式として公営企業委託、地方公社、上水道組合、道直営の4モデルを提示

区分	特徴
公営企業委託	水道施設運営管理権の一部/全部を公営企業や他の水道事業体に委託 施設改善に必要な費用を公営企業が先行投資する場合、自治体の財源負担を緩和
地方公社	自治体共同出資によって設立、経営効率性と公益性の追求が可能 公務員の身分転換が不可避で、財源不足の時に長期的な成果の達成が困難
上水道組合	各市/郡で出資して設立、自治体の施設規模等によって持分確定及び意思決定権を行使、自律統合が可能であるが、合理的な持分決定が隘路
道直営	市/郡水道施設等を道に移管、道単位での統合運営、管轄市/郡間のサービス公平性の確保が可能であるが、施設の所有権移転のための法改正が必要

●統合後の運営方式は地域条件を考慮して、自治体間合意によって自律転換することを原則として推進

- 既存の法体系内で推進が可能、自治体の事業費負担能力、アンケート結果*等を考慮して、最も現実性ある公営企業委託を優先考慮
*155自治体中、81ヶ所(52%)が統合参加、このうち66%が公営企業委託を希望
- 韓国水資源公社、韓国環境公団、特・広域市上水道事業本部を水道事業の専門機関に育成して、競争体制を維持

2. 短期計画：統合モデル創出(2010年～2011年)

◆8圏域を中心に運営合意水準の統合モデルを創出 - 全南南西部、江原南部、慶北東部、江原東部(2010年)、慶北北部、忠南西部、忠南南部、全北東部(2011年)
◆圏域内すべての市・郡合意後の推進は現実的に難しいので、賛成自治体による先行統合後に拡大

3. 中・長期計画：段階的な統合及び競争体制の構築

◆毎年2～4圏域に対して統合の段階的な推進、水道専門機関の育成及び競争の誘導で運営効率の最大化及び長期的な上下水道産業の海外進出を推進

□ モデル圏域の統合事例を土台に、毎年2～4圏域の統合推進及び所有・経営分離によって経営の専門化を誘導

<一般市・郡統合推進日程(案)>

年度	統合対象圏域	年度	統合対象圏域
2009	1 慶南南部(既統合、2009年12月)	2015	2 忠南南部、全北西部
2010	4 全南南西、慶北東部、江原南部、江原東部	2016	3 慶北中部、慶南北部、全南東部
2011	4 慶北北部、忠南西部、忠南南部、全北東部	2017	2 京畿北東部、忠北北部
2012	3 慶南西部、慶南東部、忠南北部	2018	3 京畿南部、京畿南西部、全北北部
2013	2 京畿北部、全南北部	2019	2 京畿東部、京畿西部
2014	2 江原北部、全羅中部	2020	2 京畿北西部、慶北西部

*上記日程は、試験事業推進及び統合アンケート結果を土台に予測したもので、実施過程で変更可能であり、一部自治体の意見とは異なる。

●長期的には河川流域を基盤に5圏域内外に統合・大規模化

□ 適正規模と技術力を具備した公共部門内の既存事業体を、水道事業の専門機関に育成して競争体制を維持

● (公営企業) 委託事業や管網最適化事業を既に遂行中の韓国水資源公社や韓国環境公団を水道事業の専門企業に育成

* (水資源公社) 16 個別市・郡、1ヶ所統合圏域と複合委託契約締結

(環境公団) 江原南部圏と上水管網最適化事業の代行契約を締結(2009年7月)

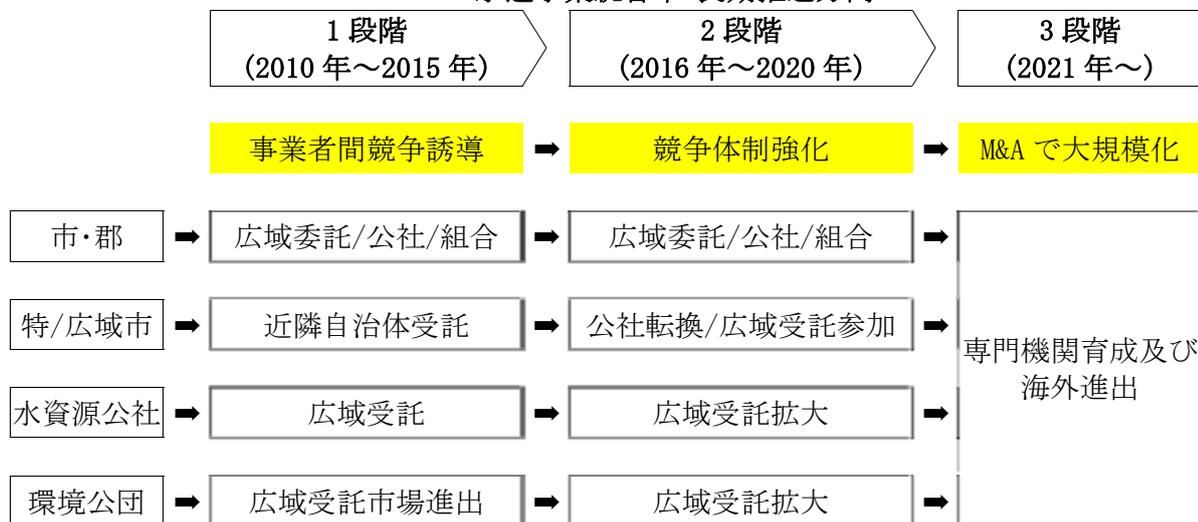
● (特・広域市) 近隣用水供給自治体を中心に、水道事業の委託可能性を検討(*鶏竜、和順、慶山は、近隣広域市と統合希望、アンケート結果、2010年5月)

- 長期的には水道事業ノウハウ、安定的給水人口及び施設を保有している点を考慮して公社化を推進

- 公社への転換過程で、近隣自治体の持分参加によって統合方策を考慮、専門機関に水道施設の管理権の出資許可等、制度改善方案を検討

* 水道施設管理権(水道法第3条第26条)：水道施設を維持・管理し、生産された原水又は浄水を供給する相手先から料金を徴収する権利

＜水道事業統合一・長期推進方向＞



□ 最終的には、流域単位での上水道と下水道の統合運営を推進

● 専門機関による上・下水道の統合運営及び国内実績・経験を土台として、海外進出を推進
(* 開発途上国の上下水道事業の70%が上下水道統合型で発注)

* 現在、“流域別下水道整備及び管理推進の方向”を検討中

(担当) 調査事業部

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー(第58号以降)は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h22.html>